


所管部課	福祉部 高齢介護課 障害福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市高齢者等安心見守り・食事サービス事業実施要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>高齢者等の食事サービス事業については、現在、社会福祉協議会が行っている事業に市が補助を行い、実施をしている。</p> <p>現状、民間事業者においても、同様な配食サービスを実施していることから、市が高齢者等の見守り確認とあわせて、食事サービス事業を市が委託で実施するため、要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 事業実施に必要な目的、対象者、事業内容、申請手続き、費用負担、届出事項等に関すること。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 民間事業者によるサービスを導入することで、より効果的な事業を実施することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに制定手続き進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。